

入札説明書

この入札説明書は、公立大学法人福島県立医科大学特定調達契約事務取扱細則（平成31年2月1日細則第23号。以下「取扱細則」という。）に基づき、本件契約に関し、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 公立大学法人福島県立医科大学理事長 竹之下誠一

2 競争入札に付する事項

（1）件名 福島県立医科大学福島駅前キャンパス ICT 機器賃貸借契約

（2）借入物品の名称及び数量

福島県立医科大学福島駅前キャンパス ICT 機器 一式

（3）借入物品の仕様等 別紙仕様書による

（4）賃貸借期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

（5）納入場所 公立大学法人福島県立医科大学福島駅前キャンパス
（福島県福島市栄町10-6）

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、福島県（以下「県」という。）の参加資格制限期間中の者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請け（物品購入契約にあつては仕入先又は卸し先。）となることは認められていない。応札製品について該当が無いことを確認のこと。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、福島県立医科大学福島駅前キャンパス ICT 機器賃貸借入札参加申請書（第1号様式）に次の書類等を添付し、下記5の（1）の場所へ申請する。

なお、令和7年7月31日（木）正午までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられないので注意すること。

資格の確認結果については、福島県立医科大学福島駅前キャンパス ICT 機器賃貸借入札参加資格確認通知書（第2号様式）により通知する。

（1）業務経歴書（第1号様式の1）

本物件と同等規模の ICT 機器等の納入実績について記入すること。

（2）技術仕様書（第1号様式の2）

提案するシステムが仕様書を満たし、かつ、そのことが明確に判断できる内容を記載した書類を作成すること。

なお、システムの全体構成図を添付するとともに、必要に応じてカタログ等機器の仕様を確認できる書類を添付すること。

(3) 申請書類の規格及び提出部数

申請書類は、A 4 判縦使い、左綴じを原則（A 3 判等は、A 4 判に折り込むこと。）とする。

なお、提出部数は、3 部とする。

5 入札書の提出期限等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の問い合わせ先

〒960-8516 福島県福島市栄町 1 0 - 6

福島県立医科大学福島駅前キャンパス 保健科学部事務室総務係

電話 024-581-5504 ファクシミリ 024-581-5528 E-mail hoken@fmu.ac.jp

(2) 入札説明会

開催しない。

(3) 入札参加申請書の提出期限及び場所

上記（1）に示す場所に令和 7 年 7 月 3 1 日（木）正午まで必着とする。

なお、郵送により提出する場合は書留郵便により行うものとし、同日正午必着とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

令和 7 年 8 月 1 8 日（月）午前 1 1 時 3 0 分

福島県立医科大学福島駅前キャンパス 2 階 会議室 2

なお、郵送により入札書を提出する場合は書留郵便により行うものとし、令和 7 年 8 月 1 5 日（金）正午まで必着とする。

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第 4 号様式）に必要とする事項を記載し、上記 5 の（4）に示す日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書とは別に次の書類を添付すること。

ア 福島県立医科大学福島駅前キャンパス ICT 機器賃貸借入札参加資格確認通知書の写し

イ 委任状（第 5 号様式） ※代理人が出席する場合

エ 入札保証金等

下記 7 の（1）に相当する額の入札保証金を同（2）の方法で提出するか、または入札保証金免除申請書（第 7 号様式、第 7 号様式の 1 及び第 7 号様式の 2）を令和 7 年 7 月 3 1 日（木）までに上記 5 の（1）へ提出すること。

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札書に記載する金額は、上記 2 の（4）の賃貸借期間の賃借料の総額とする。

- イ 落札の決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職氏名を記載し、代表者の印を押印すること。
- エ 代理人をして入札する場合の入札書には、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名及び押印をすること。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金で納めるものとするが、その納付に代えて担保として公立大学法人福島県立医科大学契約細則（以下「契約細則」という。）第8条第3項各号に規定する有価証券を提出することができるものとする。
- (3) 契約細則第9条各号に該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 落札者の納付にかかる入札保証金は、その者が契約書の取り交しを行わないときは公立大学法人福島県立医科大学に帰属させるものとする。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(4)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類の確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が入札に立ち合わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限り再度入札に付すことができるものとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該入札説明書等について疑義がある場合は、条件付一般競争入札説明書等に関する質問書（第3号様式）により公立大学法人福島県立医科大学保健科学部事務室総務係に令和7年7月29日(火)正午までに説明を求めることができる。法人は、法人公式ホームページに掲載する方法により回答する。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、代理人を出席させること。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が相連合（談合）し、又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取り止めることができる。

12 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

- (1) 上記4に示した競争に参加する資格のない者の提出した入札書
- (2) この入札説明書において示す入札に関する事項に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札

- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札も含む）
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合(談合)によると認められる入札

1 3 落札者の決定方法

- (1) 契約細則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、契約細則第23条各号の一に該当する場合は、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、契約細則31条第1項の規定により随意契約をすることができる。

1 4 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として契約細則第39条第3項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 契約細則第52条により準用する財務規則第229条第1項各号（別記1、契約権者及び知事は理事長、県は法人にそれぞれ読み替える。）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

1 5 契約書の作成

- (1) 落札者は、発注者が交付する別紙契約書（案）に記名押印し、落札決定の日から10日以内（落札者が遠隔地である等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約

書の取り交わしを行うこと。

(2) 契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときとする。

(3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

16 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

17 契約条項

契約書(案)による。

18 異議の申立

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

19 苦情の申し立て

すべての競争入札参加有資格者は、本契約に係る入札等について政府調達に関する協定の規定に違反する調達が行われたと判断する場合は、調達をする発注者等へ協議又は苦情を申し出ることができる。

20 当該契約に関する事務を担当する窓口

上記5の(1)と同じ

財務規則（抜粋）

別記 1（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 項の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) から (11) まで (略)
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) から (18) まで (略)
- 2 (略)